

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳入の部、第18款「繰入金」及び第19款「繰越金」を一括議題といたしましたところ、繰越金の残額及び今後の用途について、質疑応答の後、一括採決の結果、歳入の部第18款及び第19款は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第53号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、今回の改正の対象となる職員の数について、該当職員の残業時間について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第54号「川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、育児休業、部分休業、育児短時間勤務を取得している職員の数について問われ、これに対して、平成21年度については、育児休業150名、部分休業34名、育児短時間勤務11名であるとのこと。これに関連して、育児休業を取得している150名の男女の内訳について問われ、これに対して、男性1名、女性149名とのことでありました。このほか、子どもを持つ職員が働きやすい環境を整備する方策について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第55号「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第70号「専決処分の承認について（川口市固定資産評価員の選任について）」及び議案第71号「彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」の以上3議案をそれぞれ議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、以上3議案はそれぞれ起立者全員で可決及び承認することに決しました。

次に、議案第56号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止による市民税への影響額について問われ、これに対して、税収は精査の結果、概ね8億6千万円程度、増額となる見込みであるとのこと。これに関連して、特定扶養控除の上乗せ分に影響がある就学形態等について問われ、これに対して公立高等学校の授業料は無償化となるが、身体障害者の方が通う一部の高校については、税だけを見ると増額となり、これに対する国の対応については、承知していないとのことでありました。この他、少額上場株式等の非課税口座に関わり、貯蓄に対する同様の取扱いの有無等、質疑応答の後、討論へと移行し、今回の各種税制改正は、国による子ども手当の創設・高校授業料の無償化と合わせて、その財源を確保する為に行なわれたものであるが、子ども手当や高校授業料の無償化との相殺で、負担が減る方が多くある一方で、例えば障害

を抱え、特別支援学級に通われる高校生や、高校へ通うことができず、通信制の学校に籍を置く子をもつ方は、増税部分だけが残り、負担が重くなる場合がある。また、新たに年間100万円までの非課税口座を作ることができるということについても、「貯蓄から投資へ」という国の方針であるが、その結果、不労所得によって収入を増やすという方法を、国が旗振りをしていくということ自体に問題があると考えられ、本条例改正には反対するとの意見。

また、審査のなかで、頻繁に、「扶養控除の廃止が増税である」かのような発言があったが、これは、「控除から手当へ」という国の抜本的な制度改正であるので、全体を捉えず単に増税というのはいささか語弊があると思われる。障害者の一部の方に対する措置についても、現在は決まっていないものの、今後、国において別途検討されると認識しており、本条例改正に賛成する、との意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第57号「川口市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、自動閉鎖装置の対象となる店舗数について、条例改正の周知方法について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。